

さいたま市告示第209号

農業振興地域整備計画を変更するので、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告するとともに、当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、さいたま市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは縦覧期間中にさいたま市に対し意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関する権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年2月2日

さいたま市長 清水勇人

1 農用地利用計画の変更案の縦覧場所

さいたま市役所経済局農業政策部農業環境整備課

2 農用地利用計画の変更案の縦覧期間

自 令和8年2月2日

至 令和8年3月4日

3 連絡先

担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課

電話 048（829）1377